イ　外資議決権比率に関する事項

(ｱ)　コミュニティ放送以外の地上基幹放送に係る申請の場合

区分		氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等		(E)の比率(%)(H)	(E)×(G)(%)(I)	備考
								氏名又は名称(F)	外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率(%)(G)			
外国法人等	議決権の総数の1000分の１以上を占める者											
	議決権の総数の1000分の１未満を占める者の合計（計　者）(J)											
外資系日本法人	議決権の総数の10分の１以上を占める者											
合　計												

（注１）　外国法人等とは、法第93条第１項第７号イからハまでに掲げる者をいい((ｲ)において同じ。)、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第62条第４項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

（注２）　申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等の当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること((ｲ)において同じ。)。